



電子システムを利用した会議を開催する場合の基準について

2020年4月27日
One Asia Lawyers タイ事務所

2020年4月20日付のニュースレターにおいて、2020年4月19日「電子システムを利用した会議に関する勅令」が施行されたことをお伝え致しました。同勅令第7条に規定されている通り、電子システムを利用した会議を開催する際は「電子システムを利用した会議のセキュリティ基準に関する情報技術・通信省（現デジタル経済社会省）の2014年の告示（末尾参考日本語訳をご確認ください。）」に従う必要があります。

デジタル経済社会省のウェブサイト（<https://www.etda.or.th/content/e-meeting.html>）の情報によれば、現在同告示の改定に向け草案の準備を進めているようですが、新告示が発出されるまでは同告示に規定される基準に準ずることになります。同ウェブサイト上で公開されているガイドラインの内容も含め、以下の通り解説致します。

1 電子システムを利用した会議開催の基準

上記勅令、告示、及びウェブサイト上のガイドラインの内容を整理すると、電子システムを利用した会議を開催する場合、以下の要件を最低限満たす必要があると考えます。

- 会議参加前に参加者全員を特定すること
- 会議開催前に、会議開催の承認に関する記録や、招集通知を作成すること
- 参加者の投票を可能にすること

投票結果を公表する場合の投票方法の例

- a. 会議システム内でのメッセージ送信
- b. SMS
- c. Eメール 等

投票結果を公表しない場合の投票方法の例

- a. オンライン投票システム 等
- 議事録を作成すること（電子データ形式も可）※注1

議事録に記載を推奨する事項

- a. 電子システムを利用した会議の方法（会議システムのプロバイダー名）
 - b. 投票方法
 - c. 会議参加者のシステムへのアクセス日時
 - d. 接続が中断された場合の時刻 等
- 会議開催中は終始、会議参加者が音声もしくは音声及び映像により、2か所以上の場所を繋いで双方向のコミュニケーションをとれるようにし、それをデータとして保存する



ONE ASIA LAWYERS

こと。（秘密会議を除く）会議中は、電話、テレビカメラ、マイク、などのツールを利用すること

- 会議参加者全員のログファイルを証拠として保存すること
- システム管理者を配置し、リモートアクセスによる会議参加者のシステム動作環境確認とトラブルへの対応を行うこと
- 緊急時または必要に応じて、会議の議長またはシステム管理者が即時に音声もしくは映像信号を切断したり情報の送信を停止したりすることを可能にすること

※注1

電子システムを利用した会議に関する勅令により、電子システムのログ、映像、音声は議事録の一部であるとみなされます。議事録は、民商法第 1207 条に従い記録・保管し、また株主からの閲覧要求があった場合にはそれに応じる必要があります。民商法上保管期限が明文化されていないため、会社解散まで保管するべきであると考えます。

民商法第 1207 条

取締役は株主総会及び取締役会議の議事及び決議のすべてを正確に記録し、記録を会社の本店に保管しなければならない。決議の可決、議事が行われた会議の議長か、またはその次の会議の議長によって署名された議事録は全て正しい証拠と推定され、決議および議事は正当に可決されたものと推定される。

②株主は全て、執務時間中いつでも上記書類の閲覧を要求することができる。

民商法の罰則規定第 28 条 3 項により、議事録が記録されていなかった場合は、取締役 1 人につき 5 万バーツ以下の罰金が科せられますのでご注意下さい。

民商法罰則規定第 28 条 3 項

民商法第 1207 条に従い議事録が記録されなかった場合、非公開会社の取締役それぞれに 5 万バーツ以下の罰金が科せられる。

2 電子システムを利用した会議開催時に利用可能なシステムプロバイダー

デジタル経済社会省のウェブサイト上において、電子取引開発機構が「告示第 74/2557 号：電子システムを利用した会議」及び「電子システムを利用した会議のセキュリティ基準に関する情報技術・通信省（現デジタル経済社会省）の 2014 年の告示」に基づき作成した適合性評価フォームで各プロバイダーが自己評価を行った結果を以下の通りユーザーに公開しています（タイ語のみ）。

ただし、これらの告示では適合性の条件が規定されていないため、電子取引開発機構も自己評価結果が同告示の規定に準じているか否かについては保証しないと記載しているため注意が必要です。自社で現在使用しているシステムのセキュリティ基準を見直す際の参考程度にご確認頂き、詳細については、各プロバイダーへお問合せ下さい。



システム名	プロバイダー名	適合性の（自己）評価結果
記載なし	Conovance Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200315_E-Meeting_Survey_Conovance.pdf
Microsoft Teams	Microsoft (Thailand) Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200314_E-Meeting_Survey_Microsoft.pdf
Zoho Meeting	Actvee Management Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200324_E-Meeting_Survey_Zoho%282%29.pdf
Cisco Webex	Cisco Systems (Thailand) Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200319_E-Meeting_Survey_Cisco%281%29.pdf
G Suite - Hangouts Meet	Tangerine Co.,Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200324_E-Meeting_Survey_Google%281%29.pdf
Zoom Video Conference	1-To-All Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/26/files/20200402_E-Meeting_Survey_Zoom_1-to-all.pdf
Cisco Webex	Internet Thailand PCL	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200409_E-Meeting_Survey_Cisco-INET.pdf
CAT Conference	CAT Telecom PCL	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200416_E-Meeting_Survey_CAT.pdf
BlueJeans	Planetcloud Co., Ltd.	https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/25/files/20200416_E-Meeting_Survey_BlueJeans.pdf



<参考日本語訳（重要事項を抜粋）>

情報技術・通信省（現在は改名され、デジタル経済社会省）告示

電子システムによる会議のセキュリティ基準について

2557年（2014年）

(2557年12月4日官報掲載)

第4条 電子システムによる会議は、情報セキュリティ確保のための対策が施された会議管理システムを通じて行うこと。当該会議管理システムは、政府関係部署の情報セキュリティ確保に関するガイドライン及び方針について電子取引委員会（The Electronic Transactions Commission）が2553年に発した告示、またはその他同等の基準で定められる規則に準拠していること。この場合、当該会議管理システムサービスの提供者は政府系であるか、民間であるかを問わない。

会議管理システムまたはその他のシステムを使用し、会議開始から終了まで、会議参加者全員の音声または音声及び映像を、ログファイルを含め保存すること。

第二段落に定める情報の保存は、セキュリティが確保されたデータ形式で、本告示巻末付録の規定に従い信頼できる方法で行うこと。

第5条 第4条に定める会議管理システムは、最低限以下に規定する基本事項を満たすこと。

- (1) 会議参加者は、例えば、電話回線、LAN (Local Area Network)、ISDN (Integrated Services Digital Network)、WAN (Wide Area Network)、インターネット、マイクロ波、無線通信、衛星通信ネットワークなど、有線、無線を問わず、情報・コミュニケーション技術及び/または電気通信を利用して、音声または音声及び映像により、コミュニケーションをとれるようにすること。
- (2) 2か所以上の会議場所を繋ぎ、会議に参加させること。
- (3) 会議参加者が双方向のコミュニケーションをとれるようにすること。
- (4) 電話、テレビカメラ、マイク、コンピュータ、ファックス、スキャナーなどの情報・コミュニケーション技術及び/または電気通信機器を情報伝達に利用すること。
- (5) 状況に応じて、会議参加者の視聴を円滑にする、情報・コミュニケーション技術及び/または電気通信に適した、接続機器または音声もしくは音声及び映像信号の変換機器を用意すること。

また、上記以外に以下を追加で準備してもよい。

- (1) 情報・コミュニケーション技術及び/または電気通信システムから送られる情報を表示する機器を用意すること。例えばスピーカー、モニター、ビデオプロジェクター、情報を印刷したハードコピーなど。



- (2) 会議室内での会議の場合、音声の反響やエコーを防ぐための会議室の状態に適した吸音材を利用すること。

第6条 会議の議長が電子システムによる会議の開催を決定した場合、会議開催責任者は会議管理システムを利用することについて会議開催前に書面にて会議参加者に通知する。その際、会議開催責任者は、リモートアクセスにより会議参加者のシステム動作環境を確認し、トラブルを解決できるよう、システム管理者を配置すること。この場合、会議開催責任者は、会議管理システムが要求する動作環境が確保されていることを会議前に確認しなければならない。

(卷末付録)

第1条 会議参加者の音声または音声及び映像を記録する際は、以下の規則に従い、セキュリティ確保に努めること。

- (1) 情報の正確性を確保するために信頼できる方法が採用されていることを確認し、また、当該情報を後に表示できるようにする目的で、情報の変更または修正ができるないような対策技術または防止基準を備えること。ただし、別途正当な承認を受けた場合、追加で保存する場合、または当該情報の意味に影響を与えない、通信、保存管理もしくは表示の過程で生じうる変更の場合を除く。
- (2) 会議管理システムにより音声または音声及び映像を記録する場合、アクセス権限を有する者のみによって進行、保存された情報を確認できるように、最低限以下を網羅した上で、会議管理システムの関係者を識別できる信頼できる方法を採用すること。
1. 人物の識別 (Identification)
 2. 人物の認証 (Authentication)
 3. アクセス権限者の承認 (Authorization)
 4. 行動結果に対する責任 (Accountability)

第2条 接続情報を認識できるようにするため、当該コンピュータシステムの接続に関する、発信地点、受信地点、時刻、日付、通信量、通信時間などの情報を含む、会議管理システムが生成するログファイルを保存する際は、当該情報の保存におけるセキュリティ基準を定めること。また、ログファイル保管の際は、以下の信頼できる方法によりセキュリティを確保した方法を採用すること。

- (1) 完全性 (Integrity) の確保、及びアクセスする人物の識別 (Identification) を可能とするメディア内に保管する。
- (2) 情報の信頼性を確保し、システム管理者が保管中の情報を改ざんすることを防止するため、中央管理ログサーバー (Centralized Log Server) 内への保管、データのアーカイブ化 (Data Archiving)、またはデータのハッシュ化 (Data Hashing) 等により、保管中の情報の秘匿性を確保できるシステムを採用し、当該情報へのアクセスにおける機密レベルを定めること。ただし、IT 監査人 (IT Auditor) や



ONE ASIA LAWYERS

IT 監査人から委任を受けた者など、当該データへのアクセスを許可された者や
関係する職務を有する者を除く。

- (3) ログファイル情報の正確性及び可用性確保のため、全ての機器が時計に接続して
おり、時刻を協定世界時と一致させること。

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 本資料は 2020 年 4 月 27 日時点の情報であり、また全タイ語原文の翻訳ではなく、
お客様の関心が高いと思われる部分の抜粋・要約であることを予めご了承下さい。
本資料の内容とタイ語原文に内容の不一致があった場合は、タイ語原文を正としま
す。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がござい
ます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。必
ずタイ語原文をご参照下さい。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シ
ームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本
で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法律実務に精通した専門家で構
成されています。日本および ASEAN 及び南アジア各国にオフィス・メンバーファームを構える
ことにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 及び南アジア各国の法律を一括して提供でき
る体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal

藪本 雄登